

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成30年12月14日（金）

開会 13時30分

閉会 14時05分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当）梅村和弘、

次長（学校教育担当）宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当）森下宏也、

次長（研修担当）山本嘉

教育総務課 課長 榎屋眞

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

教職員課 課長 早川巖、主査 山本篤志、主査 田中誠

生徒指導課 課長 山口香、班長 風間泰人

子ども安全対策監 小林宏行

保健体育課 課長 野垣内靖、指導主事 増田和史

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第35号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

原案可決

議案第36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

原案可決

6 報告題件名

報告 1 障がい者雇用の取組について

報告 2 事務局職員の人事異動報告について

報告 3 三重県いじめ防止基本方針の改定について

報告 4 平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（11月26日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

報告2は、人事に関する案件であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第35号及び議案第36号を審査し、報告1、報告3、報告4の報告を受けた後、非公開の報告2の報告を受ける順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第35号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（中村福利・給与課長説明）

議案第35号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年12月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。1ページから2ページが規則の改正案になっております。

説明は、3ページの規則案要綱でさせていただきます。

「1 改正理由」のところ、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、宿日直手当に係る規定を整備するというございまして、前回の定例会で人事委員会の給与勧告を実施するための給与条例案をご審議いただきまして、適当と認めるとご了承いただきましたが、その給与条例の改正に伴いまして、規則の規定の整備を行おうとするものでございます。

「2 改正内容」ということで、手当額を、人事院勧告に準じて改定するというごことで、宿日直手当につきましては、区分が「一般」の宿日直と、その横の「寄宿舍指導員・舎監」などの特別な場合の宿日直との2区分がございまして、勤務1回につきまして、「一般」のほうは4,200円から4,400円へと200円上がります。その下の括弧書きのところは、勤務に従事した時間が5時間未満の場合は、半額相当

ということで2,100円が2,200円に改定されます。その下の枠内に「執務時間が午前8時半から午後0時30分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務」ということで、例えば、土曜日の午前中に授業があつて、土曜日の午後から夜、大体朝までというようなイメージですが、その場合は6,300円から6,600円ということで、基準の4,200円や4,400円から1.5倍の額となっております。

同じような考え方で「寄宿舍指導員・舎監」の場合、これは県立学校の寄宿舍の舎監でありますとか、特別支援学校の寄宿舍の指導員が行う宿日直になりますが、これにつきましては、勤務1回につき5,900円が6,100円に、これも200円上がるという改定でございます。5時間未満の場合は、2,950円から3,050円に改定します。その下の午後から始まる場合も8,850円から9,150円に改定をします。

「3 施行期日等」ということで、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというので、4月1日に遡っての適用でございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第35号については、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

(中村福利・給与課長説明)

議案第36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成30年12月14日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧くださいまして、1ページが改正規則案になります。説明は2ページの規則案要綱でさせていただきます。

「1 改正理由」として、公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当に係る規定を整備するというのでございます。先ほどの議案第35号と同様に、人事委員会の給与勧告を実施するための給与条例の改正に伴う規則の規定の整備

を行うものです。

「2 改正内容」です。人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の引上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように改めるということで、勤勉手当の成績率というのは、勤務成績に応じて幅を持たせて支給するものでございまして、その上限を規則で定めておりまして、今回、改正しようというものです。

「再任用職員以外の職員」のところでございます。現行は100分の180以内です。①が今年の12月期の勤勉手当に係る分で、これが100分の190以内ということでございます。これにつきましては、年間の勤勉手当の支給割合が、人事委員会勧告に基づいた給与条例の改正で、100分の5引き上げになるということでございます。勤勉手当の成績率につきましては、標準の成績率の2倍を掛けた率を上限額という形で定めておりまして、これは国家公務員に準拠してそういう形にしておりますので、それが今回は100分の190以内という形になります。

②の平成31年度以降につきましては、年間支給割合が100分の5上がるのを、6月期と12月期に均等に割って、100分の2.5ずつ上げます。平成31年度以降は6月、12月それぞれの上限が100分の185以内となります。

再任用職員につきましては、現行100分の85に対し、改正の①平成30年12月期は100分の95以内、②平成31年度以降につきましては、100分の90以内ということで、今回、改めようとするものです。

「3 施行期日等」につきまして、上記2①については、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用します。これは平成30年12月期の勤勉手当に係る部分でございます。上記2②につきましては、平成31年4月1日から施行するというもので、31年度以降は、6月期、12月期とも、この上限額で改めようというものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第36号については、いかがでしょうか

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 障がい者雇用の取組について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告1 障がい者雇用の取組について

障がい者雇用の取組について、別紙のとおり報告する。平成30年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

障がい者雇用の取組について、これまでの取組の報告をさせていただきます。

「1 障がい者を対象とした非常勤職員の採用」でございます。12月1日付けで業

務補助職員及び非常勤実習助手を採用させていただきました。業務補助職員18名の採用計画に対し、内定後の辞退を見込み20名を決定して、結果として19名の方を採用し、小中学校14校、県立学校5校に各1名配置をいたしました。非常勤実習助手につきましては、採用計画どおり4名を採用し、県立学校4校に配置いたしました。

「2 現在実施されている採用選考試験の状況」でございます。実習助手については、6名の定員に対し25名の応募がありましたが、障がい者を対象とした特別選考への応募はありませんでした。試験は明日、実施いたします。身体障がい者を対象とした小中学校事務職員につきましては、2名の募集定員に対し6名の応募があり、12月9日に一次選考を実施しました。二次選考は1月8日に実施する予定でございます。

「3 推進チーム会議の概要」でございます。9月に第1回、10月に第2回の推進チーム会議を開催させていただきました。9月の第1回では、平成31年6月に向けた今後の採用、先ほどご説明した12月1日と4月採用について説明させていただくとともに、全ての障がいのある職員にとって、働きやすい職場となるよう、障がい特性に応じた業務内容と担い方、業務支援、定着支援についてご意見をいただきました。学校で働いている障がいのある職員はもとより、これから多くの方に活躍いただけるよう、障がい者雇用の新たな方策として、学校における障がい特性に応じた業務内容、担い方、形態、支援、相談体制等の定着支援について整理し、3月上旬までに取りまとめることとしました。

10月に行われた第2回会議では、学校における障がい者雇用の推進、業務補助職員、非常勤職員の12月採用に必要な事項について、障がいのある職員の状況調査、これまで離職をされた方の離職理由等を参考に今後留意すべき事項、工夫改善すべき事項などについてご意見をいただきました。主な意見としては、「障がいの特性に応じて活躍できる仕事をどのように提供できるかが大切である。障がいのある職員の取組を各学校で参考にできるよう共有化を図ること。仕事を細分化して切り出すのは、業務を切り出すのではなく、やりがいの持てる仕事を再構築することが必要」などがありました。また、これまで教育委員会における障がい者雇用の申込み資格で、「介助者なしで職務遂行が可能」という項目については、次年度以降、削除するという方向で検討していく旨を説明させていただきました。

「4 職場定着に向けた取組」でございます。12月1日の採用者については、これまでのチーム会議での議論を踏まえ、三重労働局の協力を得て、精神障がい者10名が配属された所属長及び事務長を対象に、精神・発達障がいの基礎知識や共に働くために必要な配慮を学ぶ「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」及び職場定着の取組を共有する意見交換も実施したところでございます。また、所属における職場定着の取組の参考としていただくため、この12月1日付採用者の所属に加え、障がいのある職員が配置されている全ての所属に以下の推進チームの会議の資料を配付したところでございます。

今後の対応です。これまでの推進チームの会議の意見、障がいのある職員の状況調査、非常勤職員の離職理由、団体からのご意見、国の新たな対応策などを踏まえ、学校における障がい特性に応じた業務内容、担い方、勤務形態、職場での支援、相談体制等の定着支援について整理し、今後会議で更に協議し、3月上旬までに取りまとめたいと思っ

ております。

3 ページ、4 ページは1 回目の会議の議事概要、5 ページの別紙2 が2 回目の会議の議事概要、7 ページからの別紙3 については障がいのある職員に状況を聴き取った状況調査のまとめでございます。1 3 ページはこれまでに離職された非常勤職員の離職の理由をまとめたものでございます。1 7 ページは2 つの団体からいただいたご意見の概要を載せさせていただきます。

以上でございます。

【質疑】

教育長

報告1 については、いかがでしょうか。

原田委員

3 ページのところにある、学校では生徒との関わりについての配慮が必要であるという文面等も踏まえてですが、私が住む伊勢では、今、広報で障がい者サポーター制度というのをしきりに呼びかけていて、障がいのある人たちをどうサポートするかという講座とそういう講演会が開かれたりしていて、機を見て私も行きたいと思っているところですよ。

そういった部分において、若い人材のうち、例えば県立高校に在籍しているうちから、ボランティアとかサポートとかの共生を本質的にしていくため、採用の段階で何人の枠があって何人のパーセンテージが必要かという問題よりも、もう少し前の段階で教育の場でそういったことに取り組んでいく、障がい者サポーター制度と連帯していくとか、そういった取組も、昨日、宇治山田商業高校に学校訪問に行くと、地域貢献という言葉も出ていたりしたので、そういうところにおいても、本質的な意味での障がい者の方たちとの共生に取り組んでいくのも、ここからは少しずれるかもしれないのですが、必要ではないかなと思ったので、この場を借りてご意見させていただければと思います。

教職員課長

ありがとうございます。第1 回の会議でも、これは大学の先生からですが、大学の中でも、障がいのある職員と学生との交流会を行うことにより、理解はもとより、学生の意識も高まるというご報告もいただいたところでございます。そういう視点はすごく大切であると思っています。

岩崎委員

まだまだこれからいろいろと試行錯誤をしていくことになるだろうし、どこまでが合理的配慮かというのは、模索をしていくしかないんですよね。

学校というところにいろんな個性を持った人がいることのほうが私は大切だとも思っているのですが、ぜひ、それが合理的配慮の部分に限定的に考えるのではなくて、積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げておこうと思っています。

うちの大学でも1 2 月1 日採用で、全く耳の聞こえない方に来ていただいたのですが、大したものだなと思うのは、全部LINE でやりとりできるんですね。だから、業務指示はLINE でやって、筆談しなくてもやりとりできるというのは、全然昔と

違うなど。だから、そういう機器の利用というのはすごく重要ですね。まだまだこれからいろんな機器が出てくると思うし、それをぜひ活用してお願いします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 三重県いじめ防止基本方針の改定について (公開)

(山口生徒指導課長説明)

報告3 三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり報告する。平成30年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

(小林子ども安全対策監説明)

このことについては、10月の定例会で改定の概要案を報告させていただきました。これまで三重県いじめ対策連絡協議会を2回、三重県いじめ対策審議会を1回開催し、それぞれの委員からご意見をいただきました。また、市町教育委員会などの関係機関、団体等へも意見聴取を行いまして、これらの意見を踏まえて改定案を策定しましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、1ページをご覧ください。「1 いじめの防止等に係る国及び県の動向」ですが、平成25年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年に国の基本方針が策定されております。県では、同法に基づきまして、平成26年に「三重県いじめ防止基本方針」を策定しているところです。平成29年には、国の基本方針が改定され、同年、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定をされています。そして、本年4月に「三重県いじめ防止条例」が施行されました。

現行の県の基本方針については、改定前の国の基本方針を参酌して策定されております。本年、条例が施行されたことを受けて、条例を踏まえて、いじめの防止等の対策のための基本的な考え方であるとか、県や学校の責務等、基本的な施策等に改定をしたいと思っております。加えて、平成29年に改定された国の基本方針や、同年に策定された重大事態のガイドライン等に示されている手順等を反映することとして、別添のとおり改定案を取りまとめたところです。

「2 改定に係るこれまでの経過」ですが、改定についてはそこに示していますように三重県いじめ問題対策連絡協議会、いじめ対策審議会等で協議を重ねてきました。

各会議における主な意見としては、8月の第1回の連絡協議会では、「改定された際は周知が重要である。繰り返し伝えていくことが必要である。」「学校の基本方針が改定しやすいように工夫してほしい」などの意見が出されました。

11月に開催しました第2回の連絡協議会では、「相談体制を充実することは記載してあるが、これまでの相談窓口の周知も記載したほうがよい。」「いじめの防止等は、地域の理解やサポートが必要であり、地域への啓発が重要である」などの意見が出されました。

同じく11月に開催しました第1回の審議会では、「いじめの対応は、メンタルへ

ルスの視点が重要である」などの意見が出されたところです。

3ページをご覧ください。「3 改定案の概要」ですが、(2) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方では、①条例の目的、②基本理念、③いじめの定義については、条例の条文をそのまま記載をしています。④のいじめの理解については、多くの児童生徒が被害や加害を経験していることや、「観衆」・「傍観者」の存在にも注意を払って、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることを記載しております。

(3) 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策については、①県の責務は条例を記載しています。②いじめ早期発見のための措置については、条例第15条を記載するとともに、アンケート調査や面談等を行う、あるいは、スクールカウンセラー等の配置によって教育相談体制を充実することを記載しております。③いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上については、条例の第16条を記載するとともに、教職員の指導力向上を目指した研修の充実、スクールソーシャルワーカー等の活用による児童生徒の心のケアやいじめの防止等の支援について記載しております。④インターネットを通じて行われるいじめ対策では、条例第17条を記載するとともに、情報モラル教育の推進、ネットパトロールによる問題のある書き込みの監視、保護者への啓発を行うことについて記載しております。⑤いじめの防止等のための啓発活動では、条例第18条を記載するとともに、強化月間の取組、いじめに関する通報や相談窓口、いじめからの救済に関する制度等の広報啓発について記載しております。

(4) 学校が実施するいじめの防止等に関する施策をご覧ください。①学校いじめ防止基本方針の策定では、条例第13条を記載するとともに、方針に基づく対応が徹底されることによって、組織として一貫した対応となることを記載しています。②学校におけるいじめの防止等の対策のための組織については、学校としての組織の必要性や、未然防止、早期発見・事案対処、学校の方針に基づく各種取組における組織の具体的な役割等について記載しております。③学校におけるいじめの防止等に関する措置では、条例第17条3項を記載するとともに、(ア) いじめの未然防止では、児童生徒が相互に人権を尊重し、安心・安全に生活できる学校づくりや、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的かつ自主的な活動の推進等について記載しております。

(イ) 早期発見では、条例第15条第1項を記載するとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によって積極的に認知すること、相談に迅速に対応することの必要性などを記載しております。(ウ) のいじめに対する措置では、組織的な対応の必要性や、いじめの解消要件について記載しております。

(5) 重大事態への対処では、条例の第20条を記載するとともに重大事態の定義や、重大事態が発生した際の手順や内容等について記載をしています。

「4 今後のスケジュール」は、ご覧のとおりになっております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

岩崎委員

理解が違ったら教えていただきたいのですが、基本は、今年の4月に「いじめ防止条例」ができていますので、条例を生かす形で今回、基本方針をつくっているということですね。ということでいうと、大体、条例に載っているわけですが、ふと気になったのが、4ページの学校におけるいじめの防止等の対策のための組織という部分は条例にはなかったのですか。かえって未然防止の組織というものを考えてみたら、条例ぐらいできっちりと位置づけておいたほうがよかったのかなと今になって思ったりもしますが、ここはそういう理解でいいでしょうか。

子ども安全対策監

条例というより、この部分については、国の基本方針が改定されたときに、かなり厚く記載されているところですので、そういったところについては、今回、方針の改定と一緒に国の方針の内容も一緒に反映したいということで、こういうような記載になっております。

岩崎委員

そうすると、もしも次、条例自体を改定するというようなときには、これも見直しの内容になり得るのですか。

子ども安全対策監

国の動向や県の地域性等を踏まえて、改正するのであれば考えていきたいと思っておりますが、そういった意味では一つの要素にはなるかなとは思いますが。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について (公開)

(野垣内保健体育課長説明)

報告4 平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。平成30年12月14日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。この賞は、県内の中学校・高等学校等の生徒が全国大会において優秀な成績を収め、県内学校のスポーツの範となりえたことについて、その栄誉をたたえ、三重県教育委員会教育長が表彰するものです。

「2 表彰事項」の(1)から(8)の大会で個人並びに学校対抗については1位から3位、団体については1位から4位の成績を収めた生徒・指導者及び学校・団体が表彰の対象となります。今年度から全国障害者スポーツ大会も対象としました。

4ページをご覧ください。対象大会のうち、複数の大会で優勝を収めるなど、学校スポーツに対し顕著な功績を挙げた生徒を特別優秀選手として表彰しており、今年度は4名が受賞することとなりました。

5 ページから 9 ページにかけて、対象大会ごとの結果をまとめてございます。

2 ページにお戻りいただきまして、中段に記載させていただいたとおり、各大会をまとめますと、いずれも延べ数ですが、団体表彰として国体での 1 団体と、学校 7 校、選手 1 2 7 名、指導者 3 9 名を表彰します。

なお、表彰式は平成 3 1 年 1 月 7 日（月）1 5 時から三重県庁講堂において行い、教育長から表彰状を授与していただく予定です。

以上で、報告を終わります。

【質疑】

教育長

報告 4 については、いかがでしょうか。

— 全委員が本報告を了承する。 —

・審議事項

報告 2 事務局職員の人事異動報告について（非公開）

早川教職員課長が説明し、全委員が本報告を了承する。